

冊子1

令和5年12月

定例教育委員会

1

長崎県教育委員会

12月定例会（1）

開催日時 令和5年12月14日（木） 15時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 報 告

- (1) 教職員の懲戒処分基準の改定について (教育政策課)
- (2) 令和6年度公立小・中学校管理職員選考試験の結果について (義務教育課)
- (3) 令和6年度公立小・中学校長特例任用選考試験の結果について (義務教育課)
- (4) 令和7年度長崎県公立高等学校入学者選抜制度改善の具体的内容について (高校教育課)
- (5) 高校生の活躍について (高校教育課)

報 告 事 項 (1)

教育政策課

件 名	教職員の懲戒処分基準の改定について																																																																																														
概 要	<p>1. 改定の理由</p> <p>文部科学省から、令和5年12月5日付け初等中等教育局長通知「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律を踏まえた懲戒処分基準等の状況調査を踏まえた留意事項等について」が新たに示された。</p> <p>同通知を受け、再検討した結果、本基準が「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第4条第4項」に規定する「教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由となり得る行為である」という法の趣旨を踏まえていない箇所があったため、速やかに改定すべきと判断し、必要な改定を行ったものである。</p> <p>2. 改定した内容</p> <p>本基準の「5 標準例、(1) 児童生徒等に対する非違行為関係、イ 児童生徒性暴力等、⑥」に規定する法第2条第3項第5号に該当する行為について懲戒処分を行う場合の量定を、次のとおり「免職、停職、減給及び戒告」に改定を行った。</p> <p>「教職員の懲戒処分の基準について」の一部改定（新旧対照表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">改定後</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">改定前</th> </tr> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">5 標準例 (○印：該当量定)</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">5 標準例 (○印：該当量定)</th> </tr> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">(1) 児童生徒等に対する非違行為関係</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">(1) 児童生徒等に対する非違行為関係</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">懲戒処分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">懲戒処分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">免職</th> <th style="text-align: center;">停職</th> <th style="text-align: center;">減給</th> <th style="text-align: center;">戒告</th> <th style="text-align: center;">免職</th> <th style="text-align: center;">停職</th> <th style="text-align: center;">減給</th> <th style="text-align: center;">戒告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">イ 児童生徒性暴力等</td> <td colspan="5">イ 児童生徒性暴力等</td> </tr> <tr> <td colspan="5">⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員 (①から⑤までに掲げるものを除く)</td> <td colspan="5">⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員 (①から⑤までに掲げるものを除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td colspan="5">性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員</td> </tr> <tr> <td colspan="5">上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td colspan="5">上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 施行日</p> <p style="text-align: center;">令和5年12月12日</p> <p>(参考資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○別紙1：「教職員の懲戒処分基準について」の一部改定（新旧対照表） ○参考1：教職員の懲戒処分基準について（現行） ○参考2：教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律を踏まえた懲戒処分基準等の状況調査を踏まえた留意事項等について（通知） ○参考3：教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(抜粋) 	改定後					改定前					5 標準例 (○印：該当量定)					5 標準例 (○印：該当量定)					(1) 児童生徒等に対する非違行為関係					(1) 児童生徒等に対する非違行為関係					区 分	懲戒処分				区 分	懲戒処分				免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	イ 児童生徒性暴力等					イ 児童生徒性暴力等					⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員 (①から⑤までに掲げるものを除く)					⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員 (①から⑤までに掲げるものを除く)					性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員					○	○	○	○	性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員					上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員					○	○	上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員				
改定後					改定前																																																																																										
5 標準例 (○印：該当量定)					5 標準例 (○印：該当量定)																																																																																										
(1) 児童生徒等に対する非違行為関係					(1) 児童生徒等に対する非違行為関係																																																																																										
区 分	懲戒処分				区 分	懲戒処分																																																																																									
	免職	停職	減給	戒告		免職	停職	減給	戒告																																																																																						
イ 児童生徒性暴力等					イ 児童生徒性暴力等																																																																																										
⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員 (①から⑤までに掲げるものを除く)					⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員 (①から⑤までに掲げるものを除く)																																																																																										
性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員					○	○	○	○	性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員																																																																																						
上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員					○	○	上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員																																																																																								

「教職員の懲戒処分基準について」の一部改定（新旧対照表）

改 定 後	改 定 前																																																										
<p>4 適用年月日 この基準は、平成19年8月1日から適用する。 この基準は、平成30年4月1日から適用する。 ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。 この基準は、令和4年4月1日から適用する。 ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。 この基準は、令和5年10月5日から適用する。 ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。 <u>この基準は、令和5年12月12日から適用する。</u> <u>ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。</u></p> <p>5 標準例（○印：該当量定） (1) 児童生徒等に対する非違行為関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">懲 戒 処 分</th> </tr> <tr> <th>免職</th> <th>停職</th> <th>減給</th> <th>戒告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">イ 児童生徒性暴力等</td> </tr> <tr> <td colspan="5">⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員（①から⑤までに掲げるものを除く）</td> </tr> <tr> <td>性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	懲 戒 処 分				免職	停職	減給	戒告	イ 児童生徒性暴力等					⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員（①から⑤までに掲げるものを除く）					性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員	○	○	○	○	上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○			<p>4 適用年月日 この基準は、平成19年8月1日から適用する。 この基準は、平成30年4月1日から適用する。 ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。 この基準は、令和4年4月1日から適用する。 ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。 この基準は、令和5年10月5日から適用する。 ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。</p> <p>5 標準例（○印：該当量定） (1) 児童生徒等に対する非違行為関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">懲 戒 処 分</th> </tr> <tr> <th>免職</th> <th>停職</th> <th>減給</th> <th>戒告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">イ 児童生徒性暴力等</td> </tr> <tr> <td colspan="5">⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員（①から⑤までに掲げるものを除く）</td> </tr> <tr> <td>性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	懲 戒 処 分				免職	停職	減給	戒告	イ 児童生徒性暴力等					⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員（①から⑤までに掲げるものを除く）					性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員		○	○	○	上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○		
区 分		懲 戒 処 分																																																									
	免職	停職	減給	戒告																																																							
イ 児童生徒性暴力等																																																											
⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員（①から⑤までに掲げるものを除く）																																																											
性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員	○	○	○	○																																																							
上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○																																																									
区 分	懲 戒 処 分																																																										
	免職	停職	減給	戒告																																																							
イ 児童生徒性暴力等																																																											
⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員（①から⑤までに掲げるものを除く）																																																											
性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員		○	○	○																																																							
上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○																																																									

<適用年月日>

この基準は、令和5年12月12日から適用する。

ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。

基準 教職員の懲戒処分基準について

平成19年 8月1日
 平成30年 4月1日 一部改定
 令和 4年 4月1日 一部改定
 令和 5年10月5日 一部改定
 長崎県教育委員会

1 趣旨

教職員の懲戒処分の標準的な量定（以下「標準例」という。）を明確にすることにより、教職員の懲戒処分を厳正に行い、もって教職員の綱紀の保持を図り、本県教育に対する県民の信頼に応える。

2 基準適用の対象

本基準は、長崎県教育委員会が任命権を有する教職員に適用する。

3 基本事項

(1) 量定の決定

具体的な量定の決定にあたっては、「5 標準例」を基本に、下記に掲げる事項を総合的に考慮して判断するものとする。

- ア 非違行為の動機、態様及び結果
- イ 故意又は過失の度合い
- ウ 当該教職員の職務上の地位
- エ 児童生徒・保護者及び社会に与える影響
- オ 日常の勤務態様及び過去の非違行為・事故の有無
- カ 上司への報告の有無、非違行為・事故後の対応
- キ その他相応の事由

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとするのが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った教職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。

また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとするのが考えられる場合として、

- ① 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

(2) 他の非違行為

「5 標準例」に掲げられていない非違行為についても、当然懲戒処分の対象となるものであり、これらについては「5 標準例」及び人事院の定めた懲戒処分の指針を参考にして懲戒処分の量定を判断する。

4 適用年月日

この基準は、平成19年8月1日から適用する。

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。

この基準は、令和5年10月5日から適用する。

ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。

5 標準例（○印：該当量定）

(1) 児童生徒等に対する非違行為関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 体罰・不適切な指導				
体罰により児童生徒を死亡させた教職員	○			
体罰により児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
体罰により児童生徒を負傷させた教職員		○	○	○
上記の他、体罰を常習的に行った教職員、又は悪質な態様の体罰を行った教職員	○	○	○	○
児童生徒の人権を侵害する暴言等不適切な指導を行い、精神的な苦痛を与えた教職員	○	○	○	○
※ 具体的な処分量定は、「体罰・不適切な指導に関する処分等の取扱いについて」により決定する。				
イ 児童生徒性暴力等				
① 児童生徒等に性交等をした教職員又は児童生徒等をして性交等をさせた教職員	○			
② 児童生徒等にわいせつな行為をした教職員又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせた教職員（①に掲げるものを除く）	○			
③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る）に当たる行為をした教職員（①及び②に掲げるものを除く）	○			
④ 児童生徒等に衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れた教職員（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせる事）（①から③までに掲げるものを除く）	○			

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
⑤ 児童生徒等に通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置した教職員(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること) (①から④までに掲げるものを除く)	○			
⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員 (①から⑤までに掲げるものを除く)				
性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員		○	○	○
上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○		
<p>※ 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童及び生徒並びに18歳未満の者をいう。</p> <p>※ 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。</p> <p>※ ①から⑥に該当する行為の例示は以下のとおりであり、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の各号に規定する行為が考えられる。</p> <p>① 刑法第177条の不同意性交等罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、青少年保護条例等により禁止される性交等が該当する。</p> <p>② 刑法第176条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為 (①の場合を除く。) や、青少年保護条例等により禁止されるわいせつ行為が該当する。</p> <p>③ 以下の i から iii の行為が該当する。</p> <p>i 刑法第182条の罪である、16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求 (同条第1項)、面会 (同条第2項)、性的な姿態を撮影した映像の要求 (同条第3項。いわゆる自撮り要求等)</p> <p>ii 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為である、児童買春周旋 (同法第5条)、児童買春勧誘 (同法第6条)、児童ポルノ所持・提供等 (同法第7条)、児童買春等目的の人身売買等 (同法第8条)</p> <p>iii 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる行為 (児童生徒等に係るものに限る。) である、児童生徒等に係る性的姿態等の撮影 (同法第2条)、性的影像記録の提供等 (同法第3条) 及び当該行為をする目的での保管 (同法第4条)、性的姿態等影像の送信 (同法第5条) 及び記録 (同法第6条)</p> <p>④ 長崎県迷惑行為等防止条例第3条第1項第1号により禁止される卑わいな行為 (いわゆる痴漢) が該当する。</p> <p>⑤ 同条例第3条により禁止される盗撮 (③に含まれるものを除く。) が該当する。</p>				

⑥ 児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動（言動には口頭での発言に限らず、SNSや電子メール、手紙等を用いることも含む。））が該当する。

※ 「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動、性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。（以下、本標準例において同じ。）

(2) 一般服務関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 無断欠勤				
正当な理由なく5日未満の間勤務を欠いた教職員			○	○
正当な理由なく5日以上15日未満の間勤務を欠いた教職員		○	○	
正当な理由なく15日以上の間勤務を欠いた教職員	○	○		
イ 勤務態度不良等				
遅刻・早退を繰り返す教職員			○	○
休暇等の虚偽申請をした教職員			○	○
勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員			○	○
ウ 職場内秩序びん乱				
暴行・暴言により職場内の秩序を乱した教職員		○	○	○
エ 虚偽報告				
事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員			○	○
オ ハラスメント（児童生徒等以外）				
セクシュアル・ハラスメントを行った教職員				
暴行若しくは脅迫を用いてわいせつ行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強い性的関係を結び若しくはわいせつ行為をした教職員	○	○		
相手の意に反することを認識の上で、性的な言動（上記の場合を除く。）を繰り返した教職員		○	○	
上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○		
相手の意に反することを認識の上で、性的な言動を行った教職員			○	○
<p>※ 「わいせつ行為」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、人の性的な部位その他の身体の一部に触れること（相手の心身に有害な影響を与えるものであって、相手を著しく羞恥させ、若しくは相手に不安を覚えさせるようなものをする事）等が考えられる。（以下、本標準例において同じ。）</p>				

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ハラスメント（セクシュアル・ハラスメントを除く）を行った教職員				
ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員		○	○	○
ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、ハラスメントを繰り返した教職員		○	○	
ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○	○	
カ 争議行為等				
同盟罷業、怠業その他の争議行為を行った教職員			○	○
前項の違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあおった教職員	○	○		
キ 秘密漏えい				
職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた教職員	○	○	○	○
具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に支障を生じさせた教職員		○	○	○
ク 情報管理				
職務上知り得た重要な個人情報について、適切な取扱いを怠り、紛失又は盗難に遭った教職員			○	○
ケ 個人の秘密情報の目的外収集				
その職権を濫用して、専らその職務の用以外に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員			○	○
コ 政治的目的文書配布				
政治的目的で文書を配布した教職員				○
サ 贈収賄				
職務に関し、賄賂を贈ったり收受した教職員	○			
シ 営利企業等従事				
許可なく営利企業等に従事した教職員			○	○
ス 不適正な業務執行				
事務処理に著しく適正さを欠き、公務の運営に支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた教職員		○	○	○
セ 公文書の不適正な取扱い				
公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した教職員	○	○		
決裁文書を改ざんした教職員	○	○		
公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員		○	○	○

(3) 公金公物等取扱い関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 横領				
公金又は公物（学校徴収金等の諸会計に係る財産を含む。以下「公金等」という。）を横領した教職員	○			
イ 窃取				
公金等を窃取した教職員	○			
ウ 詐取				
人を欺いて公金等を交付させた教職員	○			
エ 紛失・盗難				
公金等を紛失した教職員				○
重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員				○
オ 損壊				
職場において故意に公物を損壊した教職員			○	○
カ 出火・爆発				
過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした教職員				○
キ 諸給与の違法支払・不適正受給				
故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員			○	○
ク 公金公物不適正処理				
自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした教職員			○	○
ケ コンピュータの不適正使用				
職場のコンピュータを職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた教職員			○	○

(4) 公務外非行関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 放火・殺人				
放火又は人を殺した教職員	○			
イ 傷害				
人の身体に傷害を負わせた教職員	○	○	○	
ウ 暴行				
暴行を加えた教職員が人を傷害するに至らなかったとき			○	○

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
エ 器物損壊				
故意に他人の物を損壊した教職員			○	○
オ 横領・窃盗・強盗				
他人の財物を横領・窃取した教職員又は暴行や脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員	○			
カ 詐欺・恐喝				
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員	○			
キ 賭博				
賭博をした教職員			○	○
常習として賭博をした教職員		○		
ク 麻薬等の所持等				
麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員	○			
ケ 酩酊による暴言等				
酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員			○	○
コ わいせつ行為（児童生徒等以外）				
わいせつ行為を行った教職員	○	○		
サ ストーカー行為				
執拗なストーカー行為を行った教職員	○	○	○	
シ 住居侵入				
正当な理由がないのに、人の住居等に侵入した教職員	○	○	○	

(5) 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 飲酒運転				
酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）をした教職員	○			
飲酒運転をした者に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた教職員、又は飲酒していることを知りながら同乗した教職員	○			
<p>※「酒酔い運転」とは、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれにある状態をいう。）で運転する行為をいう。</p> <p>※「酒気帯び運転」とは、身体に血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。</p> <p>※上記の飲酒運転に該当しない場合であっても、酒気を帯びて運転を行った教職員は、行為の態様等を総合的に考慮した上で、懲戒処分の検討を行うものとする。</p>				

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
イ 無免許運転				
無免許運転をした教職員	○	○		
ウ 人身事故（飲酒運転・無免許運転を除く）				
人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	○	○	○	
人に傷害を負わせた教職員			○	○
上記に加え、措置義務違反又は著しい速度違反がある場合	○	○	○	
エ 上記ア～ウにあたらぬ事故等				
その程度により相応の処分を行う。				

(6) 監督責任関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 指導監督不適正				
部下教職員が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた教職員			○	○
イ 非行の隠ぺい、黙認				
部下教職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員		○	○	

参考 2

5 文科初第 1 5 7 7 号
令和 5 年 1 2 月 5 日

各都道府県教育委員会 教育長
各指定都市教育委員会 教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
矢野 和彦

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律を踏まえた 懲戒処分基準等の状況調査を踏まえた留意事項等について（通知）

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行以降、各教育委員会においては児童生徒性暴力等の防止等に関する取組を進められているところです。

文部科学省においては、これまで法に基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和 4 年 3 月 18 日文部科学大臣決定。以下「基本的指針」という。）の策定をはじめ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を進めており、特に、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対しては、原則として懲戒免職とすることなど、法の基本理念等を踏まえた厳正な処分を行うよう、累次にわたり通知してきたところです。

この度、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律を踏まえた懲戒処分基準等の状況調査について（依頼）」（令和 5 年 7 月 14 日付け 5 文科初第 832 号文部科学省初等中等教育局長通知）において依頼しておりました調査においては、全ての都道府県・指定都市教育委員会における懲戒処分基準及びその運用につき、教育職員等により法第 2 条第 3 項に規定する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職とするといった法の基本理念等を踏まえた取扱いとされている旨が確認されました。

引き続き、法第 4 条第 4 項に定める基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な懲戒処分の実施の徹底が図られるよう、各教育委員会における懲戒処分基準の運用に当たり留意すべき事項等を下記のとおり整理しました。各教育委員会においては、引き続き、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するため、教育職員等による児童生徒性暴力等が行われた場合には、下記記載の点も含め、厳正な処分の実施をお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して周知をお願いいたします。

記

1 「児童生徒性暴力等」の定義について

どのような行為が児童生徒性暴力等に該当するかについては、法第2条第3項各号及び基本的指針第1の2等を踏まえ、適切に判断すること。その際、留意すべき事項は以下のとおりであること。

- ・被害を受けた児童生徒等の同意や教育職員等による暴行・脅迫等の有無を問わないこと。
- ・刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得ること。
- ・法に規定する児童生徒等は、法第2条第2項第1号において「学校に在籍する幼児、児童又は生徒」及び同項第2号において「十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）」と定義されていることから、他校の幼児、児童若しくは生徒又は学校に在籍していない者に対する行為も児童生徒性暴力等に該当し得ること。
- ・法第2条第3項第4号に掲げる行為¹については、行為者が「わいせつ目的」を有していないことのみをもって第4号に該当しないと判断することは相当ではなく、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせることという要件を満たす行為については、児童生徒性暴力等に該当し得ること。
- ・法第2条第3項第4号に掲げる行為に関し、例えば教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることなど、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、こうした正当な業務上の行為については、必要な範囲・様態にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられること。
- ・法第2条第3項第5号に掲げる行為は、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動）等が含まれると考えられること。なお、この「言動」には、口頭での発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等を用いたものも含まれること。
- ・「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）の成立により、法第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等の定義に変更があったこと。

2 児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処

- (1) この度の懲戒処分基準の確認を踏まえ、改めて、各教育委員会においては、教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には、原則として懲戒免職とするなど法の

¹ 基本的指針では、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や第3号に含まれない盗撮などの行為が含まれると考えられることが示されている。

基本理念等を踏まえ、厳正に対処すること。

(2) 教育職員等による児童生徒性暴力等があったにもかかわらず、懲戒処分を行わず、依願退職等により穏便に済ませるような対応は不適切であること。

(3) 加えて、県費負担教職員が児童生徒性暴力等を行った場合には当該教職員の処分に当たって、市区町村教育委員会から任命権者である都道府県教育委員会への報告が適切に行われる必要があること。

3 児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処のための措置

上記1及び2のほか、文部科学省から通知している「令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について（通知）」（令和5年3月29日付け4文科初第2777号）や『「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために～全国の学校関係者の皆様へ～」－文部科学大臣メッセージの公表について（通知）」（令和5年10月20日付け5文科初第1355号）」等も十分に了知し、①教員に対する研修、意識啓発の取組や児童生徒等や保護者との適切な連絡方法等に係る取扱いを明確化するなどの予防的な取組、②児童生徒等や教育職員等に対する定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の設置・周知等の早期発見及び相談対応に関する取組、③法に定めるデータベースの確実な活用等の採用前・採用段階における取組を推進すること。

【別添】 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針等を踏まえた懲戒処分を行うに当たっての考え方

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育公務員係

電話番号： [03-6734-2588](tel:03-6734-2588)

メールアドレス： syoto@mext.go.jp

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針等を踏まえた懲戒処分を行うに当たっての考え方

「児童生徒性暴力等」の定義について

- 法第2条第3項第1号、第2号、第4号に掲げる行為については、教育職員等が児童生徒等に対して行う行為だけでなく、児童生徒等をして各号に定める行為をさせることも含まれること。
- 被害を受けた児童生徒等の同意や教育職員等による暴行・脅迫等の有無を問わないこと。
- 刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得ること。
- 法に規定する児童生徒等は、法第2条第2項第1号において「学校に在籍する幼児、児童又は生徒」及び同項第2号において「十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）」と定義されていることから、他校の幼児、児童若しくは生徒又は学校に在籍していない者に対する行為も児童生徒性暴力等に該当し得ること。
- 法第2条第3項第4号に掲げる行為については、行為者が「わいせつ目的」を有していないことのみをもって第4号に該当しないと判断することは相当ではなく、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせることという要件を満たす行為については、児童生徒性暴力等に該当し得ること。
- 法第2条第3項第4号に掲げる行為に関し、例えば教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることなど、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、こうした正当な業務上の行為については、必要な範囲・様態にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられること。
※法第2条第3項第5号・・・参考3を参照。
- 法第2条第3項第5号に掲げる行為は、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動）等が含まれると考えられること。この「言動」には、口頭での発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等を用いたものも含まれること。また、「悪質性」の判断に当たり、行為態様として悪質なものであっても「執拗に繰り返した場合」にのみ、又は「児童生徒等が精神疾患に罹患した場合」にのみ該当することとするといった、法の趣旨を超えた限定的な要件を定めることは適切ではないこと。
- 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）の成立により、法第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等の定義に変更があったこと。

令和三年法律第五十七号

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

2 略

3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 ～ 四 （略）

五 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（前各号に掲げるものを除く。）。

4 ～ 6 （略）

（基本理念）

第四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に係る重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 ・ 3 略

4 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由（解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。）となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない。

5 略

報 告 事 項 (3)

義務教育課

件 名	令和6年度公立小・中学校校長特例任用選考試験の結果について								
概 要	<p>1 出願資格</p> <p>(1) 令和6年3月31日現在において本県の公立・小・中学校・義務教育学校に勤務する校長のうち、令和6年4月1日に役職定年により管理監督職以外の職に降任予定の者</p> <p>(2) (1)に該当する者のうち、令和6年4月1日より、本県公立小・中学校及び義務教育学校の校長としての任用を引き続き希望する者</p> <p>2 試験日程</p> <p>期日 令和5年9月6日(水)・8日(金)</p> <p>会場 長崎県庁行政棟</p> <p>方法 面接</p> <p>3 選考試験結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">小学校</th> <th style="width: 20%;">中学校</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">校 長</td> <td>12(2)</td> <td>12(1)</td> <td>24(3)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ () は女性で内数</p> <p>4 通知</p> <p>各市町教育委員会あて 令和5年10月3日(火)</p> <p>本人あて 令和5年10月4日(水)</p>		小学校	中学校	計	校 長	12(2)	12(1)	24(3)
	小学校	中学校	計						
校 長	12(2)	12(1)	24(3)						

報 告 事 項 (4)

高校教育課

件 名	令和7年度公立高等学校入学者選抜制度改善の具体的内容について																
概 要	<p>1. 実施予定日について</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 特別選抜 検査</td> <td>令和7年1月28日(火)</td> </tr> <tr> <td>(2) 一般選抜 学力検査</td> <td>令和7年2月18日(火)・19日(水)</td> </tr> <tr> <td>(3) チャレンジ選抜 検査</td> <td>令和7年3月12日(水)</td> </tr> <tr> <td>(4) 定時制Ⅰ期選抜 検査</td> <td>令和7年2月18日(火)</td> </tr> <tr> <td>(5) 定時制Ⅱ期選抜 検査</td> <td>令和7年3月21日(金)</td> </tr> <tr> <td>(6) 通信制課程 入学願書受付締切</td> <td>令和7年3月27日(木)</td> </tr> <tr> <td>(7) 連携型中高一貫教育に係る選抜 検査</td> <td>令和7年2月18日(火)</td> </tr> <tr> <td>(8) 離島留学特別選抜 検査</td> <td>令和7年1月28日(火)</td> </tr> </table> <p>2. 「一般選抜」の検査問題の例及び除外範囲について</p> <p>(1) 検査問題は、基礎的・基本的な問題を中心に出題するが、単なる知識を問うものに偏ることがないように配慮し、思考力・判断力・表現力を検査できるような問題とする。なお、日常生活、社会問題などに関連した探究的な学びの要素を取り入れた問題を全体の2割程度含む。</p> <p>(2) 学習指導要領に基づき、中学校修了程度とする。ただし、一部の範囲を除くものとする。</p> <p>3. 調査書の変更及び学びに向かう力の評価について</p> <p>(1) 学びに向かう力等を評価するため、調査書の記載事項の重点化を図った。志願者の「卒業後の状況」、「海外での教育歴」、「志願校名」、「既受検校名」、「特技」、「選択教科」の欄を削除するなど簡素化を行う。調査書の作成に係る負担軽減により、生徒に向き合う時間の確保につなげる。</p> <p>(2) 各高等学校において、調査書については、評定のみならず学びの過程を重視する観点から、観点別学習状況の「主体的に学習に取り組む態度」を他の項目より比重を高めて評価する。</p> <p>(3) 不登校生徒が増加していることを踏まえ、一部記載方法を変更する。</p> <p>4. チャレンジ選抜実施予定校について</p> <p>(1) 主に離島・半島の少人数教育実施校で実施する。なお、一般選抜の結果、定員が充足している場合には、チャレンジ選抜は実施しないものとする。</p> <p>(2) 受検上の学区の取り扱いは、県全域とする。</p> <p>(3) 志願資格は公立高等学校の合格者となっていない者とする。ただし、一般選抜で受検した学校には志願できないものとする。</p>	(1) 特別選抜 検査	令和7年1月28日(火)	(2) 一般選抜 学力検査	令和7年2月18日(火)・19日(水)	(3) チャレンジ選抜 検査	令和7年3月12日(水)	(4) 定時制Ⅰ期選抜 検査	令和7年2月18日(火)	(5) 定時制Ⅱ期選抜 検査	令和7年3月21日(金)	(6) 通信制課程 入学願書受付締切	令和7年3月27日(木)	(7) 連携型中高一貫教育に係る選抜 検査	令和7年2月18日(火)	(8) 離島留学特別選抜 検査	令和7年1月28日(火)
(1) 特別選抜 検査	令和7年1月28日(火)																
(2) 一般選抜 学力検査	令和7年2月18日(火)・19日(水)																
(3) チャレンジ選抜 検査	令和7年3月12日(水)																
(4) 定時制Ⅰ期選抜 検査	令和7年2月18日(火)																
(5) 定時制Ⅱ期選抜 検査	令和7年3月21日(金)																
(6) 通信制課程 入学願書受付締切	令和7年3月27日(木)																
(7) 連携型中高一貫教育に係る選抜 検査	令和7年2月18日(火)																
(8) 離島留学特別選抜 検査	令和7年1月28日(火)																

報 告 事 項 (5)

高校教育課

件 名	高校生の活躍について
概 要	<p>1 長崎工業高等学校</p> <p>(1) 大会名等 「第23回高校生ものづくりコンテスト 全国大会」 (主催：公益社団法人全国工業高等学校長協会)</p> <p>(2) 成 績 電子回路組立部門 優勝・厚生労働大臣賞 長崎工業高等学校 情報技術科2年 稲形 将也</p> <p>(3) 内容等 大会日程：11月11日～12日 大会会場：福岡県立小倉工業高等学校（電子回路組立部門） 競技課題：（電子回路組立部門） 設計仕様に基づいた設計回路を競技時間内に設計・製作し、 設計回路と制御対象回路を制御用コンピュータに接続し、 制御プログラムを作成し、目的の動作を行うシステムを完成させる。</p> <p>出 場 者：各部門10名（各ブロック9名、開催地1名） 全国9ブロック及び開催地の校長会から推薦された生徒。 ただし、推薦できる人数は各1名。</p> <p>そ の 他：7部門で開催（1部門公開競技） 旋盤作業、自動車整備、電気工事、電子回路組立、 化学分析、木材加工、測量、（公開競技：溶接） （本県から電気工事、電子回路組立、木材加工に出場）</p>